

令和8年度（2026年度）介護職員等処遇改善加算取得促進支援事業業務委託基本仕様書

1 業務委託名

令和8年度（2026年度）介護職員等処遇改善加算取得促進支援事業業務委託基本仕様書

2 目的

介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）について、市内の介護事業所に対し取得のための助言等を行い、職員等の処遇改善が広く行われるよう支援を行う。

3 履行場所

熊本市内ほか

4 履行期間

契約締結の日から令和9年(2027年)3月31日まで

5 委託業務の概要

(1) 介護事業所向け説明会の実施

令和8年度（2026年度）介護報酬改定における処遇改善の拡充・改正内容並びに処遇改善加算の仕組み、取得方法及び申請書の作成方法等について説明を行う。

- ア) 予定開催場所：熊本市内（会場は熊本市介護保険課と協議のうえ決定する。）
- イ) 予定開催回数：1回
- ウ) 受講者数：70事業所程度
- エ) 同時にオンラインでも開催

(2) 介護事業所向け説明会への管轄外事業所の参加受け入れ

介護事業所向け説明会において、残席がある場合は熊本市外の事業所の参加も可能とする。また、オンラインについても視聴可能残枠がある場合は同様とする。

(3) 説明会の動画配信

(1)の説明会の内容について、委託期間内に閲覧できるよう動画の配信を行う。

- ア) 配信期間：説明会の開催後から委託期間満了日（令和9年(2027年)3月31日）まで
（少なくとも3か月以上閲覧できる期間を設けること）
- イ) 動画内容：(1)の説明会について撮影し、必要に応じて編集を加えた内容とする。
- ウ) 配信手段：YouTube等広く介護事業者が無料で閲覧できる手段を用いること。

(4) 個別相談の実施

処遇改善加算の確実な新規取得や上位移行へと繋げるために、社会保険労務士等専門的な知識を有する者（以下、「専門家」という。）による個別相談（以下「個別相談」という。）を実施する。

- ア) 対象者：熊本市に所在する処遇改善を受けようとする事業所。但し、優先順位は、以下の通りとする。
 - ① 処遇改善加算を未取得の事業所
 - ② 処遇改善加算のいずれかを取得済みだが上位区分への移行を検討してい

る事業所で小規模の介護事業所

③ 処遇改善加算のいずれかを取得済みだが上位区分への移行を検討している事業所で小規模以外の介護事業所

④ その他個別相談を希望する事業所

イ) 相談方法：オンラインを主とし、オンライン環境がない、若しくは対面での相談を希望する事業所には個別訪問を行う。

ウ) 個別相談回数：90回以上（1事業所あたり上限2回。1回あたり上限2時間程度。）

エ) 助言・指導内容：令和8年度（2026年度）介護報酬改定の趣旨及び内容を説明し、取得方法、要件、具体的な申請手続や好事例等を示しながら、処遇改善加算の取得に向けた丁寧な個別相談を行う。

(5) 事業所への周知・啓発

説明会及び個別相談の開催に関して事業所に周知を行い、処遇改善加算についての啓発を行う。特に、処遇改善加算の確実な新規取得や上位移行へと繋げるために、処遇改善加算の未取得の事業所及び区分Ⅰ以外の区分で取得済みの事業所に対して、重点的に実施する。

(6) 事業完了報告書の作成

委託期間満了日までに、以下の書類を含む業務完了報告書（A4版縦）を電子データにて提出すること。

- ① 説明会の実施状況に関する書類
- ② 説明会受講者名簿
- ③ 説明会資料一式
- ④ 説明会風景（写真）等
- ⑤ 動画配信の再生回数
- ⑥ 専門家名簿
- ⑦ 個別相談実施事業所、相談方法、支援内容及び結果（新加算の取得状況、賃金の推移等）の記録
- ⑧ 収支精算報告書

6 委託料の支払い等

委託料の支払いは、事業完了報告が完了した後の精算払いとする。

なお、5委託業務の概要（4）により個別相談を行う回数が契約時の回数に満たなかった場合は、受託者が市に提出する見積書に記載した1回あたりの個別相談に係る経費に基づき、契約金額を減額するものとする。

7 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、熊本市介護保険課と十分に連携を図ること。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は熊本市介護保険課と協議すること。
- (3) 5委託業務の概要（1）により実施する説明会及び（4）により実施する個別相談にあたっては、感染防止対策を講じたうえで実施すること。